

令和元年 10 月 8 日
財 務 省

令和元年度 予算執行調査の調査結果の概要 (10 月公表分)

- 本年度の予算執行調査については、3月29日に事案を公表し、44件の調査を実施。
- 調査を終了した9件を公表。
(注) 他の35件については6月25日に公表済み。
- 調査事案の必要性、有効性、効率性について調査を実施し、今後の改善点、検討の方向性を指摘。
- これらの調査結果については、的確に今後の予算編成に活用。

(参考)

予算執行調査とは、財務省主計局の予算担当職員や日常的に予算執行の現場に接する機会の多い財務局職員が、予算の執行の実態を調査して改善すべき点等を指摘し、予算の見直しや執行の効率化等につなげていく取組です。

令和元年度 予算執行調査対象事案一覧

<調査結果を公表する事案(9件)>

No.	省庁名	調査事案名	指摘内容(注1)			フォローアップ調査 (注2)	調査主体 (注3)	取りまとめ 財務局	特別 会計 (注4)
			① 必要性	② 有効性	③ 効率性				
3	内閣府	地方創生推進交付金		○	○		共同	東北	
4	内閣府	子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業)	○		○		本省		※
15	文部科学省	国立大学法人運営費交付金等		○	○	24年度	本省		
18	厚生労働省	エイズ対策促進事業		○		23年度	本省		
21	厚生労働省	介護報酬		○			本省		
22	厚生労働省	診療報酬(調剤報酬)		○			共同	近畿	
42	各府省	出力機器の稼働状況等及びリサイクルトナーの活用状況			○	26年度 25年度	共同	関東	
43	各府省	情報提供サービスの契約及び利用状況			○	26年度	共同	近畿	
44	各府省	作業服等に係る経費			○	27年度	共同	東海	
合計			1	5	6				

(注1) 指摘内容の分類は以下のとおり。

- ①: 事業等の必要性(事業等の目的が国民や社会のニーズに合致しているか、また、国の関与の必要性があるか等)について検証を行い、事業等の全部又は一部の廃止を含めた見直しや、より有効な実施方法等への見直しを求めた事案。
- ②: 事業等の有効性(事業等の目的や目標に照らして、どのような効果が生み出されたか等)について検証を行い、事業等の全部又は一部の廃止を含めた見直しや、より有効な実施方法等への見直しを求めた事案。
- ③: 事業等の効率性(必要な効果がより少ない資源量で得られるものが他にないか等)について検証を行い、単価設定や実施方法等への見直しを求めた事案。

(注2) 「フォローアップ調査」: 前回調査の指摘事項の改善状況等を確認する調査。前回調査実施年度を掲載。

(注3) 「本省」: 本省調査(財務省主計局の予算担当職員が実施する調査)

「財務局」: 財務局調査(財務局職員が実施する調査)

「共同」: 共同調査(財務省主計局の予算担当職員と財務局職員が共同で実施する調査)

(注4) ※は「年金特別会計」である。

調査事案の概要

地方創生推進交付金は、地方創生の充実・強化のため、地方公共団体が作成した地方版総合戦略に基づいた地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業に対する支援を行うものであり、今回は「観光振興」に該当する事業について調査を行った。

【予算額】平成30年度：60,932百万円の内数（参考 令和元年度：60,259百万円の内数）

調査結果

○ 地方公共団体の各事業において設定された成果目標（KPI）の達成率は約5割にとどまっている

○ 自立性・官民協働に関する取組が不十分

- 「先導性」の要素として重要な自立性に関する項目として、地方創生推進交付金の交付申請時に自主財源額を記載することとなっているが、当該自主財源額の実績については記載することとなっておらず、内閣府は自主財源額の実績を把握していなかった。また、事業の財源の内訳を見ると、事業収入と民間資金を合わせても20%程度にとどまっていた。

交付金事業財源内訳

年度 (平成)	地方創生推進 交付金	地方公共団体 負担分	事業収入	民間資金
28	31.1%	48.3%	15.6%	5.0%
29	36.9%	46.3%	12.2%	4.5%
30	36.4%	46.6%	13.0%	4.0%

○ 地域間連携に関する取組が不十分

- 地域間連携は効果的・効率的に観光施策を実施する上で重要だが、他の地方公共団体と共同で申請している事業（広域連携事業）は34%にとどまり、また都道府県を越えた広域連携事業は10%にも満たなかった。

今後の改善点・検討の方向性

1. KPIについて

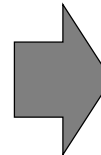
地方公共団体は、継続事業に係る申請に当たっては、年度途中でKPIの達成見込みを把握し、それを交付申請時の計画に反映させるべき。また、特にKPIが未達成の事業について増額する場合は第三者評価を実施すべき。内閣府は、地方公共団体から提出された申請書に基づき、翌年度の補助額審査において、目標達成に向けた進捗や費用対効果を踏まえ、事業の評価を行った上で、メリハリを付けるべき。

2. 自立性・官民協働について

内閣府は、交付申請時に記載させている自主財源計画について、その実績を把握し、翌年度の補助額審査において、自主財源の確保を含めた事業の継続可能性を十分に踏まえ、メリハリを付けるべき。

3. 地域間連携について

他の地方公共団体と連携している事業を優先的に採択するなど、交付申請の審査においてこれまで以上に考慮すべき。



調査事案の概要

併設事業所を利用しているサービス付き高齢者向け住宅（以下、「サ高住」という。）居住者の介護サービス利用実態について、厚生労働省より提供された「要介護認定情報・介護レセプト情報等」の集計表情報を活用し、調査を実施した。

【予算額】平成30年度：2,774,478百万円の内数（参考 令和元年度：2,884,149百万円の内数）

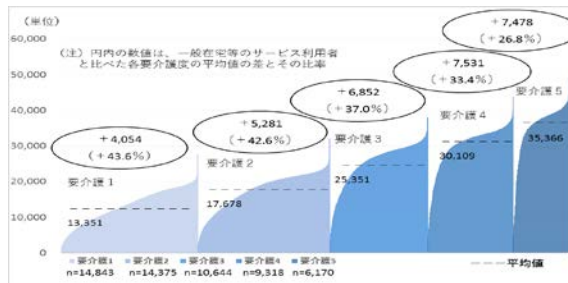
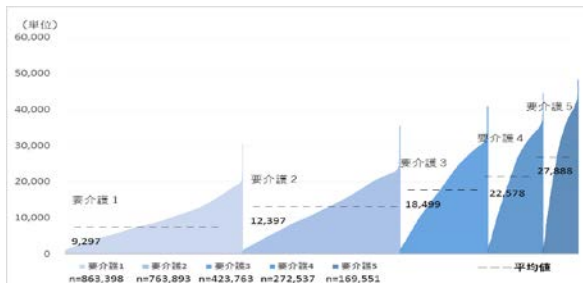
調査結果

○ 併設事業所を利用しているサ高住居住者の方が、一般在宅等のサービス利用者よりも介護サービス利用量が多い

- ・ 総単位数については、併設事業所を利用しているサ高住居住者の方が要介護度ごとの平均値が25～45%ほど高いことが確認できた。

【図1】一般在宅等のサービス利用者（N=2,493,142人）

【図2】併設事業所を利用しているサ高住居住者（N=55,350人）



○ 同一建物減算の見直しにもかかわらず併設事業所を利用しているサ高住居住者の介護サービス利用量が増加

- ・ 平成30年度の介護報酬改定において適正なサービス利用を促す仕組みが導入されたところであるが、「限度額管理対象総単位数」の平均値、区分支給限度額単位数90%以上の利用割合がともに増加しており、その増加幅は、特に低い要介護度において、一般在宅等のサービス利用者よりも大きい傾向が見受けられた。

【表】併設事業所を利用しているサ高住居住者のサービス利用量の変化（限度額管理対象総単位数）

平成30年10月（N=55,350人）

平成29年10月（N=54,719人）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
限度額管理対象総単位数の平均値	10,892 (+609)	14,963 (+432)	21,909 (+569)	26,490 (+497)	31,628 (+472)	10,283	14,531	21,340	25,993	31,156
区分支給限度額単位数の90%以上の利用者数の割合	23.6% (+5.0%)	41.1% (+4.6%)	48.3% (+4.2%)	61.0% (+3.8%)	65.7% (+3.9%)	18.6%	36.5%	44.1%	57.2%	61.8%

（注）赤字は、平成29年10月から増加した差分。色塗りのセルは、一般在宅等のサービス利用者とは比べ、平成29年10月からの増加幅が大きいもの。

今後の改善点・検討の方向性

サ高住居住者に対して、併設事業所が過剰なサービス提供を行っている可能性が考えられる。これについては、同居家族の有無などが原因となっている可能性もあるが、同一建物減算の見直し後に介護サービス利用量が増加していることを考慮すれば、事業所が収益を考慮してサービス利用量をコントロールしている可能性が高いのではないかと考えられる。

サ高住は今後も増加していくことが見込まれており、居住者に対して過剰なサービス提供が行われているのであれば、適正化していくことが必要である。

今後、より詳細な分析を行うため、サ高住の併設事業者の経営実態などを把握することが有用ではないか。